

## ■練馬区出産・子育て応援事業 FAQ(HP掲載)

質問	回答
1 申請手続きはどのような方法で行うか？	申請は、電子申請により行います。
2 所得制限はありますか？	所得制限はありません。
3 外国籍だがもらえますか？	日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。
4 里帰りの場合でも子育て応援ギフトはもらえますか？	<p>子育て応援ギフトの支給を受けるためには、住民登録がある自治体で乳幼児全戸訪問事業等(こんにちは赤ちゃん訪問)を受ける必要があります。</p> <p>●練馬区において「こんにちは赤ちゃん訪問」を受ける場合 訪問する職員から子育て応援ギフトの申請案内をお渡しします。</p> <p>●里帰り先で「こんにちは赤ちゃん訪問」を受ける場合 里帰り先で「こんにちは赤ちゃん訪問」を受ける場合は、お住まいの地域を担当する保健相談所(※)にご相談ください。 里帰り先の自治体から訪問実施の通知を練馬区で受領した後、子育て応援ギフトの申請案内をご自宅まで郵送します。なお、ご自宅を長期間留守にする場合などのご事情がある場合は、ご連絡ください。</p> <p>健康推進課出産・子育て応援担当係 電話:03-5984-1336</p>
5 DVIにより、練馬区に避難して生活していますが、対象となりますか？	区の間い合わせ先へご相談ください。 健康推進課出産・子育て応援担当係 電話:03-5984-1336
6 DVIにより、練馬区外に避難して生活していますが、対象となりますか？	区の間い合わせ先または、避難先の自治体にお問い合わせください。 健康推進課出産・子育て応援担当係 電話:03-5984-1336
7 練馬区を転出しますが、対象になりますか？	<p>転出前に練馬区で支給要件を満たし、申請日時点で原則練馬区に住民票がある場合は、練馬区での支給対象になります。</p> <p>※練馬区での支給要件を満たしていない場合は、転出先自治体へご相談ください。 ※複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。</p>
8 他自治体で妊娠届出を提出し、練馬区に転入しますが、対象になりますか？	<p>練馬区の妊婦面談を受けた場合に出産応援ギフトの支給対象となります。</p> <p>※転入前の自治体で支給を受けている場合は対象外です。</p>
9 他自治体で出産し、練馬区に転入しますが、対象になりますか？	<p>練馬区の赤ちゃん訪問を受けた場合に子育て応援ギフトの支給対象となります。</p> <p>※転入前の自治体で支給を受けている場合は対象外です。</p>
10 流産・死産した場合は、対象になりますか？	流産・死産した場合でも、練馬区に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフトの対象となります。
11 出産応援ギフトと子育て応援ギフトの申請期限はいつまでですか？	<p>●出産応援ギフト ⇒ 妊娠期間中</p> <p>●子育て応援ギフト⇒ 出産後6か月以内</p>
12 申請期限を過ぎてしまった場合はどうすればよいですか？	<p>やむを得ない特別な事情があり期限までに申請できなかった場合は、個別対応となりますので、出産・子育て応援担当係までお早めにご連絡ください。</p> <p>なお、この場合であっても対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日以降は申請不可となりますので、ご注意ください。</p>

(※) 保健相談所	電話番号	担当地域
豊玉保健相談所	3992-1188	旭丘・向山・小竹町・栄町・桜台・豊玉上・豊玉北・豊玉中・豊玉南・中村・中村北・中村南 貫井・練馬・羽沢
北保健相談所	3931-1347	北町・錦・早宮・氷川台・平和台・春日町1、2、4丁目・田柄1、2丁目
光が丘保健相談所	5997-7722	旭町・高松・土支田・光が丘・春日町3、5、6丁目・田柄3～5丁目
石神井保健相談所	3996-0634	下石神井・石神井町・高野台・東大泉・富士見台・南大泉・南田中・三原台・谷原 大泉町2丁目・石神井台1～3、5、6丁目
大泉保健相談所	3921-0217	大泉学園町・西大泉・西大泉町・大泉町1、3～6丁目
関保健相談所	3929-5381	上石神井・上石神井南町・関町北・関町東・関町南・立野町・石神井台4、7、8丁目